

## 令和7年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和7年12月10日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願  
議第145号 村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例制定について  
議第146号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について  
議第147号 福祉センターゆり花会館条例の一部を改正する条例制定について  
議第148号 瀬波児童館開放条例の一部を改正する条例制定について  
議第149号 村上市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について  
議第150号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について  
議第151号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第152号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第153号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第154号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
議第155号 村上市急患診療所条例の一部を改正する条例制定について  
議第156号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議第157号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について  
議第182号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議第183号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議第184号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)

### 4 出席委員(7名)

1番	渡 辺 昌 君	2番	長谷川 孝 君
3番	川 村 敏 晴 君	4番	大 滝 国 吉 君
5番	山 田 勉 君	6番	上 村 正 朗 君
7番	鈴 木 一 之 君		

### 5 欠席委員(なし)

### 6 地方自治法第105条による出席者

議 長 三 田 敏 秋 君

### 7 委員外議員(なし)

### 8 オブザーバーとして出席した者(なし)

### 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課市民税室長	鈴 木 孝 志 君

同課資産税室長	小林精司君
市民課長	小川一幸君
同課市民年金室長	鈴木恵美君
同課生活人権室長	浅野宏君
同課自治振興室長	石田浩二君
環境課長	大滝誓生君
同課参事	立花強君
同課生活環境室長	宮村勉君
同課生活環境室係長	中山幸代君
同課環境政策室長	本間陽子君
同課環境政策室係長	志田俊輔君
保健医療課長	押切和美君
同課国保室長	林洋一君
同課国保室副参事	渡邊智雄君
同課健康医療政策室長	船山幸文君
同課健康医療政策室係長	大滝磨子君
同課健康サポート室長	中川紀子君
同課健康サポート室主幹	東海林清美君
同課健康サポート室主幹	田嶋真理子君
介護高齢課長	土田孝君
同課高齢者支援室長	川村勇治君
同課地域包括支援センター長	田中加代子君
同課介護保険室長	瀬賀由香君
同課介護保険室係長	石山寛子君
福祉課長	太田秀哉君
同課福祉政策室係長	菅井洋子君
こども課長	高橋朗君
同課子育て政策室長	長谷部淳君
同課子育て政策室副参事	渡辺悟君
同課子育て支援室長	小野由香君
同課子育て支援室副参事	菅井学君
同課子育て支援室副参事	志田真弓君
同課子育て支援室係長	高橋洋樹君
企画戦略課行政改革推進室長	本保敦志君

10 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	山田ひろみ

(午前10時00分)

委員長(鈴木一之君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第10号及び陳情第8号について請願者及び陳情者の意見を聞くこととしたので、請願及び陳情の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程ど

おり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者及び陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長（鈴木一之君） 請願者（全日本年金者組合新潟県委員会本部委員長 稲葉正美氏、全日本年金者組合村上岩船支部長 森川信夫氏）を入室させる。

---

**日程第1** 請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願を議題とし、紹介議員（野村美佐子君）から補足説明を受けた後、請願者（全日本年金者組合新潟県委員会本部委員長 稲葉正美氏、全日本年金者組合村上岩船支部長 森川信夫氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

（補足説明）

野村美佐子 日本共産党の野村美佐子です。紹介議員として一言述べさせていただきます。本会議において、請願の趣旨についてはお話しさせていただきました。特に皆さんにお考えいただきたいのは、老齢基礎年金があまりに低くて、今の異常な物価高で暮らせない、そういう悲鳴を上げる市民の方からいろいろ御相談を皆さんも受けていらっしゃると思います。本当にこの物価高は異常な事態になっていると思います。本当に暮らせる基礎年金、これを引き上げるために、何としても市民の皆さんの声を政府に届けたい、その思いでこの請願を審議していただけるよう重ねてお願いし、この請願書に御賛同いただけるよう、加えて補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（鈴木一之君） 暫時休憩を宣する。  
（午前10時05分）

---

委員長（鈴木一之君） 委員会の再開を宣する。  
（午前10時45分）

---

**日程第2** 議第145号 村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 高橋 朗君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

こども課長 おはようございます。初めに、議第145号は村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例の制定についてであります。本案は、村上市立第一保育園・第二保育園及び山居町保育園を統合して新たに保育園等を整備するに当たり、候補者として選定された事業者と令和6年12月23日付で村上市統合保育園整備運営に関する協定を締結し、準備を進めてきたところでありますが、事業者より協定解約の申出があったことから、令和7年10月30日付で本協定を解除したため、改めて事業候補者の選定及び選定後の事業進捗管理を行う審議会を設置しようとするものであります。よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

（質疑）

長谷川 孝 この審議会条例というのは、先回選考した選考委員会委員と、その後、立ち上げた後のことについても、ある程度チェックするということなのですから、メンバ

一というのはまた新しく、先回とは違う形で公募等するわけなのでしょうか。

こども課長 委員のメンバーということでよろしいでしょうか。基本的には前回の方をベースに検討していきたいというふうに考えております。

長谷川 孝 前に一般質問等で、地元にあるのは保育園ではなくて幼稚園なのですが、そういうところに運営を任せられないか、民設民営ですので、もちろん地元でつくらなければ駄目だということになるのですが、それについてちょっと、地元の例えば保育園とかが参画できる方法というのは、あるような条件になりますか。

こども課長 前回の募集要項の条件につきましては、保育園または認定こども園を1年以上運営している法人ということになりますので、地元の法人についても同様な形で該当すれば、参加は十分可能だと思います。

長谷川 孝 市の3つの保育園を統合してということは、3園の統合になりますが、地元の例えば民間の幼稚園がそこに仮に名のりを上げた場合には、現在幼稚園等を運営しているわけですから、3園ではなくて4園になるのではないかとというふうに思いますけれども、4園になった場合でも公募に応募できるという考え方をしているのでしょうか。

こども課長 今回の統合につきましては、あくまでも第一保育園・第二保育園・山居町保育園の統合ということになりますので、3園を統合する想定で行っております。

長谷川 孝 ということは、地元の幼稚園等は、現在運営しているような幼稚園は応募できないという条件になるのではないですか。

こども課長 今現在運営している法人、幼稚園なり、保育園なりということだと思うのですが、あくまでも3園だけの統合を想定しておりますので、その3園の運営に関しては排除したわけでありませんので、3園の運営について検討していただきたいというふうに思います。

長谷川 孝 ということは、今の幼稚園等はそのまま残して、それでその3園の中で応募してくれという条件になるわけですね、結局。これだけ人口が減少して少子化になっているときに、自分のところが例えば70人ぐらいの規模の幼稚園やっているとところに3園をまた新しくやるというのは、なかなか難しいのではないかとというような気がします。私も昨日ちょっと市内の幼稚園の一つのところに行って、それは補助金等についてちょっと教えてもらいたいということで資料を持っていったのですが、そこは建て替えをしなければ駄目だと。建て替えをするのだけれども、やはり自分のところは新しい場所を探しているのだというようなことがあったので、できれば、ではその3園と自分のところが統合して、1つ270人ぐらいになるかもしれないけれども、そういうような形で何とかできる方法のほうが民間の方から考えた場合に非常にやりやすいのではないかとというような気がします。片方のところも新しく建て替えて、それでまた3園を運営するというふうな応募というのはなかなか難しいのではないかと思いますので、その辺どうなのかなというふうな気がするのですが、どんなものなののでしょうか。

こども課長 あくまでも統合保育園については、3園の統合を主体的に考えておりますので、この考え方、これから募集要項等検討に入るわけですが、その方向で進めていきたいというふうに考えております。

上村 正朗 では、幾つか教えてください。今回の条例の中身について、前回の審議会との変更の意図とか、そういうことは納得というか、ああ、なるほどな、こういうふうに考えているのだなということには分かったのですが、まずそもそも私がやっぱり

一番知りたいのは、前の法人がなぜ撤退したのかなという、その辺の事実関係がなかなかよく分からない。その辺の検証がないと、なかなかやっぱり先に進めないのではないかなと。うちの委員会でも前の法人の運営しているこども園に伺って、非常にいいこども園の運営もしていらっしゃいましたし、法人の役員さんの熱意も非常にありましたので、非常に残念だということもありますので、その辺をちょっと聞かせていただかないと、なかなか次のところに行かないのかなというふうに思うのですが、全員協議会等でのこども課さんのほうの説明では、建設費が12億円から17億円、1.41倍に増えましたと、そういう理由があったのですけれども、そこは物価上昇や建設費の高騰だという話なのですけれども、私がこの辺詳しくないので、しっかり理解していないのかもしれませんが、一般社団法人日本建設業連合会というところが出している資料を見ると、2021年1月から2025年11月のこの間の推移なので、57か月、4年と9か月ですか、4年9か月の間で建設コストがどのくらい上がったかという、そういう資料が出ているのですけれども、そこでは全建設コスト平均が26から29%の上昇。4年9か月です。今回1年間で41%、その辺が増えているので、この日建連の資料でいうと、1年間だと本当に数%、1桁。物価上昇ですから、5%、7%、8%、そのぐらいは当然あると思いますけれども、41%のコスト増というのは非常に不思議だなという気がするので、その41%のコスト増の内訳をちょっと教えていただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。その辺についても、こども課のほうでも法人等には確認していたところなのですけれども、一貫してやっぱり物価高騰、建築費高騰というところの話しか出てこなくて、その具体的な中身、何で増えたかというところの中身については具体的なお話は法人のほうではされておりました。

こども課長

上村 正朗

そうすると、選考委員会に対して事前に申込書で12億円で、相当詳細なあれも何か話に聞くと、準備にそれだけの莫大なお金をかけてあれも造ったという話もありますけれども、あれがそのまんまで41%というのは、やっぱりさっきのこれを見ても非常に、1年間で41%ですから、10年ぐらいだったら分かるのですけれども。市から例えばもっと、私も委員会とか議会でもっと町屋にマッチしたものとかが、もっと市産材使えとか、私も言った立場なのですから、そういう市からの要望というか、そういうことによって、それで41%増えるわけではないと思うのですけれども、そういう話というのはなかったのですか。

こども課長

全員協議会でも御説明をさせていただいたところなのですけれども、今議会も含め、いろんなどころから要望といいますか、お話いただいておりますので、その辺のことについては都度、法人と協議をしております。

上村 正朗

そうすると、例えば市の要望というか、市はそのような市民とか、議会とか、いろんな事業者さんとか、地元の要望も聞いた上で、向こうに伝えていたと思うのですけれども、その要望を受けて向こうが、ではここの部分、こうしましょうみたいな話というのはなかったのでしょうか。

こども課長

この話も全員協議会でもお話をさせていただいたのですが、実際私たちのほうでいろいろ要望等を法人の側に伝えておりました。ただ、法人のほうでもいろいろ検討した結果、それが反映したというのが正直そんなに多くはなくて、またその内容について精査をしようというところで進めていた途中でこういう事態になったということになっております。なので、私らの要望といいますか、ちょっとお話をさせていただいた内容については、法人のほうではそれほど多くは採用されていなかった

というようなことになります。

上村 正朗 そうすると、この法人も下越で4園、新潟のほうでも何かやっていたのですか。幼稚園とかいろいろやって、歴史もあるところなのですからけれども、5億円、コストがちょっと上昇したよという、市に全部出してくれという話だったみたいなのですからけれども、言うからには去年出した申込み時の積算と、今これだけないとどうしても駄目だ、駄目なのでお願いしたいというのは当然、そういう経験がなくても何でも、常識として積算根拠をしっかりと出して、こうこうだから、これを何とか市で検討してくれないかという話だと思うのですけれども、いきなりぼんと5億円膨らみましたという話ではないと思うので、積算根拠みたいなのを示した上だと思うのですけれども、積算根拠とかを示した上での話だったのですよね。

こども課長 向こうの法人のほうで見積りが出そろったという段階で急遽面談してもらいたいということでお話をいただきました。なので、それまで内容についてを精査していたわけではなく、突然見積りが出てきたような形になります。内容については、その見積書の詳細ではないのですが、大項目に沿ったものの金額は示されております。

上村 正朗 そうすると、実際それに市が、では真水で5億円出せるかどうかというのは、また非常に難しい話だと思うのですけれども、出してきた根拠そのものは仕方がないというか、何か非常に課題というか、そういうことがあるのですけれども、それ自体はどうなのですか。根拠的には、市としては。答えられるかは別ですけれども、向こうが出してきた要望書の要望の根拠的には何かしっかりしたエビデンスというか、根拠があるものだったのですか。

こども課長 法人側のほうでも詳細設計に入った段階でございました。その中で、各方面から見積りを徴して積み上げた金額になりますので、その金額は間違いのないものだというふうには認識しております。

上村 正朗 非常にその辺が、積み上げとしては間違いのないのでしょうかけれども、だから全国的な資料だと、4年9か月、5年近くで二十五、六%という平均があるものですから、何かその辺の物価上昇、建設費の高騰ではこういう金額になるのも、それはやむを得ないのだなという、見てそういう判断だったのですか、どうですか。

こども課長 やむを得ないというよりもちょっと金額が物すごく上昇したということで担当もちょっとびっくりしておりました。前回の12億円という数字が、ではどうだったのかという話になるかと思えますけれども、その辺の見込み自体がちょっと法人のほうでも甘かったのかなというふうには思っております。

上村 正朗 そうすると、今回の17億円ですか、というのが言って、市の要望とか、地元の要望も踏まえた上での、ちょっとそこは増えたところもあるかもしれませんけれども、現在の17億円というのが今の物価とか、建設資材とか、労務費とか、そういう現状からいうと、大体17億円というのが妥当で、12億円のほうがちょっとどうだったのかなみたいな、そういう御判断でしょうか。

こども課長 結果的に考えれば、そういうことになるのかなというふうには考えております。

上村 正朗 結構この法人は、財力があるといいますか、12億円の際の自己資金の見込みですけれども、6億ぼんと出せる法人というのは恐らく市内ではなかなか難しい、県内でも難しいのかなと思えますけれども、6億円ぼんと出して2億円借りて、補助金は3分の1ぐらいでいいよという、非常に珍しいケースだから、本当は補助金が半分ぐらいで、あと自己資金が半分ぐらいでやるのが普通かなという気がするのですけれども、これ、全体のコストが17億円になったとして、いろいろ補助対象になら

ないものもあるのかなと思いますけれども、それに応じて国の補助金が上がるとかという仕組みではないのでしたっけ。もう定員何百人だったらどのくらいみたいなの、そういう概算みたいなのではんと出る補助金なのでしたっけ。その辺ちょっとお聞かせください。

こども課長 国の補助金につきましては、定員によって金額が決まります。なので、その決まった金額が上限額となりますので、それ以上、建築費が増えたとしても、事業者の方の負担という形になります。

上村 正朗 その辺、5億円増えたとして、私もちょっとよく分からないなりに法人のキャッシュフローとかもいろいろ見させてもらって、5億円増えて、福祉医療機構のほう、2億円もうちょっと増やして、あとは何かもうちょっと毎年1億5,000万ぐらい何か収益が上がってくるという資金計画、申込みの段階でありましたので、何かその辺はのみ込めないこともないのかなとは思っていたのですけれども、その辺のやり取りというか、あまり細かい話はできないかもしれませんが、全額ではなくても、普通であれば5億円だったとしたら、法人で4億は何とかするけれども、残りの1億は市産材も使うので、もうちょっと増やしてくれないかみたいな、そういういろいろ話合いになるのかなと思ったのですけれども、そういうことは一切なかったのですか。

こども課長 交渉の詳細は、ちょっと相手もいらっしゃいますので、公表はしないのですが、その辺の話につきましては、向こうの法人は全額負担してもらいたいという話で一貫しておりました。

上村 正朗 なるほど。それは分かりました。分かりましたというか、あとは情報、相手があることではあるのですけれども、もう既にその相手との関係は、まず切れたわけですので、その交渉の詳細、誰がどう言った、あの人がこう言ったとかということまでは必要ないと思いますけれども、これから一緒にその法人といろいろ協議しながら、この事業を進めていくという関係ではないと思いますので、市民とか議会に対しての何か説明という面でいうと、やっぱりちょっと出せるものは出していきたいなという気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

こども課長 可能な範囲で実施していきたいというふうには考えております。

上村 正朗 それで、本会議、一般質問で姫路議員が、前の法人が何で撤退したのですかという質問をして、その市長答弁の中に物価上昇、建設費高騰に対して配慮があったとしても事業継続は難しいと、配慮があったとしても難しいという答弁を市長がされたように、私も複数の議員に確認しましたがけれども、そういう答弁だったと記憶しているのですけれども、それで間違いなかったでしょうか。

こども課長 そのようなことだったと思います。

上村 正朗 そうすると、物価上昇、建設費高騰に対して配慮があったとしてもということですので、配慮というのはどの程度の配慮かというのは言っていないわけですが、配慮があったとしても事業継続は難しいという話になると、単なるお金の話ではなくて、何があったのか、その辺がやっぱり一番私としては不思議だというか。お金の話は、非常に簡単な話ではないですか。5億円下さい、いや、駄目ですという、これしか駄目ですという非常に単純な話だと思いますけれども、その配慮があったとしても事業継続が難しいという、向こうが言っているというのは何か、それは向こうに聞いているわけではないのですけれども、推測ということになるとと思いますけれども、こういうことでは、それは我々、協議の中身知りませんので、私どもが知り得る立

場ではないのですけれども、どういうことだったのかなというふうに、何か言えることがあれば。

こども課長 私も想像の域でしかお話できないので、具体的な話はちょっと申し上げられないのですけれども、物価高騰のというところの配慮というのは、先ほど委員おっしゃったとおり、それほど何十%も増えたわけではないと思います。僅か数%の話なのかなと思いますので、その配慮をしたとしてもという考えに基づいた発言だったのかなというふうには思っております。

長谷川 孝 すみません。荒川の統合保育園ができて今11年目ぐらいですか。あのときの総建設費が8億円ぐらいですよ。

こども課長 ちょっと手元に資料がないのですが、たしか7億弱ぐらいかなというふうに思います。

長谷川 孝 8億かかっていないような気がしたのだけれども、それぐらいなのが、同じ規模で17億になるという、その10年の間に幾ら資材が高騰したとかなんとかなのだけれども、ちょっと上がり過ぎているのでないかなと思うのだけれども、例えば村上市自体がちょこっと積算してみたとかというのではないのですか。

こども課長 各方面にいろいろ情報を確認したところであったのですけれども、ただ独立行政法人のところで全国の保育園の平均的な価格のデータがありまして、それによりまして、大体平米50万円程度でございました。なので、大体10億をちょっと超えるような形になるのかなというふうには認識しております。

長谷川 孝 2,200か何かですよ、建物自体は。そうすると、11億ぐらいで普通はできるはずなのでないかなと。それには、例えば園庭とか、そういうのもみんな入って。

こども課長 全部の事業費に対しての平均価格だというふうに認識しております。

長谷川 孝 そうすれば、12億でも高いというぐらいなのが何で17億。この17億というのは、向こうが17億かかりますから、やめますというだけの話。中身は教えてくれないかもしれないけれども、10億ぐらいでできるのではないですかというのが、いや、自分のところは12億が17億になったから、やめますというのはちょっと何かあれがつかないのではないかなと思うのだけれども、どうなのだろう。不思議でならない、その辺が、あまりにも。

こども課長 17億の提示の際にも、この法人のほうにもう少し事業費を圧縮できないかという話をさせてもらいましたが、なかなかそれが難しいような状況だということで、その額には変わらずというふうな形になっておりますし、あくまでもその分を出してもらいたい。要は市のほうで負担してもらいたいという話が主でしたので、それに対してうちがちょっとできないというところの内容となっております。

川村 敏晴 先ほどしょっぱなの長谷川委員の質疑の答弁でお聞きしようと思ったのですけれども、なかなか質疑が続いたので言えなかったのですけれども、これ、もともと選定委員に建設の経費だとかの分をしっかりと確認して、一応選定委員会で業者が私やりまして決定したわけだから、それを守れないということの、今みたいな、今回みたいな、同じことを2度繰り返せないわけだから、この新しいメンバーが前回と同様のことをまずベースに選定委員を選びたいという答弁だったので聞くのですが、それで同じことをまた繰り返す可能性ってあるのではないかなと、ちょっと私は心配するのだけれども、しっかりとそこところに新たな、4番なのかな、事業候補者の選定には市長が必要と認める者という項目もあるので、やっぱり建設、保育園・幼稚園として適切な建物であったり、仕様であったり、そこに幾ら経費がかかってく

るのだというふうなものを、私がやりますと言った業者、決めた業者がもうできませんとかと、1年ちょっとしかたっていないという、こんなことが2度、3度あっては困るので、しっかりそういうスキルを持った人を入れなければ駄目だと思うのですが、その辺の考え方に対してはどう捉えていますか。

こども課長 その辺の話もかなりの議論をさせていただきました。その委員であるべきか、それとも外部アドバイザー的なものがあるのかというところを検討をしているところでございます。今ほどの御意見を踏まえまして、委員選定についてはこれから検討していきたいというふうには考えております。

川村 敏晴 もう本当検討ではなくて決めなければならない案件ではないですか。そこがちょっと緩いのではないのというふうに各議員がいろいろ質問するところだと思うのです。しっかりとした、今まで間違ったことに対して訂正、改善していこうという、やっぱりそこが見えるような変更が必要だと思います。

副市長 3番委員おっしゃるとおりでございます。建築に関する知見を有する委員が必要だというふうな認識をしておりますので、そこも含めて委員の選定をしてみたいというふうに考えております。

長谷川 孝 それで、これ、やめまうと言って撤回したというのの協定書を見ると、解約できるというのは、甲または乙の不可抗力の発生によりと、今回のこの件は不可抗力という言葉になるわけですね。市長が何かそう言ったような記憶あるのだけれども。

こども課長 協定書の第19条に不可抗力の発生によりという表現ございまして、それに基づく解約について記載をされておりますが、今回の場合は不可抗力に当たらないというふうに認識しております。こちらのほうにつきましては、顧問弁護士からも確認を取っております。

長谷川 孝 不可抗力に当たらないのだったら、何で裁判しないのか不思議でならないのだけれども。あとの部分は問題はないのだけれども、これ、不可抗力により、本協議内容の実施の継続が困難と思料する場合、相手方に対して本協定の解約の協議を求めることができるものとする以外に解約はできないことになっているのではないのですか。

こども課長 民法の適用を考えております。法人のほうから解約の申入れがあったということだったので、履行ができない見込みだったので、こちらのほうから協定自体を解除するというふうな形で民法の規定に基づいて実施をしております。

長谷川 孝 金額も一方的に向こうのほう考えた金額が5億上がったから、その分市が出してくれということ自体も何か不透明さを感じるし、金額的に見たら11億か12億が妥当なのでないかという部分で、12億というのが最初の金額だったのが何で5億も突然。さっき言われた10億から11億という坪50万円というのは、今の物価高騰に合わせた起算なのでしょう。

こども課長 全国の平均単価になりますので、前年とか、前々年度の単価というふうな形になっております。

長谷川 孝 そしたら、値上がりしている可能性があるということ。分かりました。

上村 正朗 すみません。質疑が長くなって申し訳ないですが、今の長谷川さんの話の続きなのでありますが、確かに撤退したことによって、事業が中止したことによって、市が被った損害が75万。最初から裁判しなくたっていいわけですね。75万、こういう形で損害が出たので、ぜひ賠償してくださいということで、そこで向こうが分かりましたと言えば裁判にならないわけなので、そこが、いやいや、うちのほうに

は落ち度がないよというやり取りになって初めて、ではこちらがそれを担保するために裁判に訴えるかどうかというのは、その時点での判断だと思うので、向こうが協定にない一方的な解約をしてきて、こちらのほうがやっぱり損害を負ったのだったら、それは賠償請求、まずしてみるのが私は筋だと思いますので、それだったら弁護士も何も当然要らないわけですよ。そういうことは、まず検討すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

こども課長 損害賠償請求権を放棄したわけではございません。ただ、現時点では損害賠償を請求はしないというふうに考えておりますので、今後の推移を見ながら、引き続き検討はしていきたいというふうに考えております。

上村 正朗 関係が切れたわけだから、今後の推移なんてない。これ以上何か動きようがないと思いますので、そこは素直に、75万といたって市の大事な、今それこそ何百万、何十万の収入を得るために政策監頑張っていらっしゃるわけですから、75万という債権があるのであれば、やっぱりそれは実現するために動くのが私は筋だというふうに思います。それはいいです。もう一つ、長くなって大変申し訳ないのですが、まずそもそも本当に今回のこともあったものですから、民設民営で大丈夫かと。まだ社会福祉法人全般を懐疑心で見るとはいいのですが、民設民営で大丈夫なのかなというのが1つあって、要は30年、今回の向こうが出してきた収支計算書でも2億円お金を借りて、30年間、最初870万ぐらい毎年毎年返して行って、30年後に670万返して、それで2億円の元金の償還終わるわけですよ。村上市、30年後の子供たち、200人の定員があるから、返していけるのであって、果たして30年後どうなるのかなと。30年後だから、みんな制度がどうなっているかも分かりませんし、分からないところなのですから、その辺の見通しというのはどんなものなのでしょうか。

こども課長 保育園につきましては、当然園児数によって統合ということも検討していかなければならないと思いますので、村上市につきましては保育園の施設整備計画審議会というものが5年間の計画の中で検討しております。その計画の中で、必要に応じて統廃合を実施していかなければいけないのかなというふうには考えております。

上村 正朗 なので、民設民営だと、市がやめろと言うわけにはいかないわけですよ。なので、整備計画でその辺が非常に難しい。これが公設民営とか、公設公営であれば、市の考え方で、いや、ここちょっと減らしていこうとか、ここここの公立保育園と統合してという話になると思いますけれども、民間なので、そこはやっぱり守っていかなくてはいけないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

こども課長 今議員御指摘のとおり、経営というのが物すごく重要になってくると思いますので、その辺にも配慮しながら進めていきたいというふうには考えております。

長谷川 孝 この条例が可決されると、来年の1月から市議会の審議が始まって、4月ぐらいまでやるのだということなのですが、この一般公募も含めて、1月から4月までに決まる予定にしているわけでしょう。

こども課長 1月から4月までの間に公募期間を設けまして募集を行いたいというふうに考えております。

長谷川 孝 このスケジュールは、大体決まっているわけ。何回開いてとかという予定なのですか。

こども課長 本定例会に2回分の委員会開催の経費を計上しております。来年度、令和8年度につきましても2回分、合計4回の実施を想定しております。また、詳細なスケジュー

ールにつきましては、その審議会の中で検討していくような形になりますので、今は事務局案といいますか、こども課の考えということで御理解していただきたいと思います。

長谷川 孝 こども課の考え方でいいのですけれども、今まで公募した内容とどこかきちんと明確に違うところというのは出てくるのですか。内容。

こども課長 募集要項の内容ということでよろしいでしょうか。その内容を含めてこれから検討していきたい、要は必要に応じて変更するかどうかも含めて検討していきたいというふうに考えております。

上村 正朗 それでは、最後の質問ですけれども、2番委員からも話があったし、私もそうなのですけれども、やっぱり不思議で不思議ではないのです。12億円という積算も向こうは相当なお金かけて積算ししっかりやってきて、井勘定で出してくるとは到底思えないので、なので先ほどから言ったとおり、相手はある話ですけれども、情報公開できるできないとかという基準の中でも、これは私はある程度というか、個人名とか、そういうのは別としても4回協議があったのであれば、協議の中身がこういう中身で、どういうことだったのか、それはできる限り、もちろん法に抵触してはまたまずいですが、法的に私は何ら問題ないと思いますけれども、協議の経過をしかるべき文書か何かにしていただいて、議会、全員協議会か何かでそこはやっぱりしっかり説明していただく必要があるのかなと思いますけれども、その辺、どこまでできるできないかというのはいろいろあると思いますけれども、その辺をちょっと御検討いただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

こども課長 可能な範囲で検討していきたいというふうに考えております。

上村 正朗 その結論をまた教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

渡辺 昌 そんな難しいことではないのですけれども、1点教えてください。第1条のところに、新たに保育園または認定こども園を設置するに当たりとなっているのですけれども、今回民設民営ということで事業者募集して、例えば事業者の種類によって、いわゆる保育園、または認定こども園という2つの案がそれぞれ出てきた場合には、その内容のよしあしによって、保育園になるのか、認定こども園になるという、そういうことになるというような理解でいいのでしょうか。

こども課長 前回の募集要項のときには、保育園という限定で募集をさせていただきました。保育園にするか、認定こども園にするかにつきましては、審議会の中で前回は検討していたようでしたので、今回につきましても同様に、ちょっと審議会で検討していきたいというふうに考えております。

渡辺 昌 今回、民設民営ということで、こういう保育園か認定こども園かということが出てくるということなののでしょうか。

こども課長 民設民営だからというわけではなくて、当然公立でも認定こども園はできるのかなと思います。なのですが、可能性的にはその2つが条件に出てくるのかなというところで記載をさせていただいたところです。

渡辺 昌 最近だと認定こども園ですか、というのがかなり増えてきていると思うのですけれども、例えば公設で保育園を整備する場合に、いわゆる保育園として設置するのか、認定こども園として設置するかによって、行政にとっては、例えばお金の問題含めて、何らかの違いって出てくるのでしょうか。

こども課長 行政というよりは、認定こども園になりますと、教育のサービスが受けれることになります。なので、一般的に幼稚園のサービスになりますが、そちらが必要かどうか

かというところになってくるかと思うのですけれども、昨年度、子供計画を策定した際にニーズ調査を実施したときには、それほど教育のサービスの見込みが少なかった状況でありますので、その辺を踏まえて、今後どうするかというのを検討していくような形になるかと思えます。

鈴木委員長

私も今日この説明の中で、この形でいくということであるのですが、今度私ども議会といたしましても、やはりその点をクエスチョンマークではないのですけれども、ちょっとベールに包まれていたところもいろいろとじかに聞かれればなということ、そういうことで打診はしているのですが、先方のほうからまだそのような格好でお返事がいただけないので、ちょっとじれったいような感じもしておるのですが、こちらでも22日の日、市民向けの説明会と称しまして、予定されておると思えますのですが、その疑念というか、すっきり爽やかな形の中で次を迎えられるような格好の中のいろいろと御説明がいただければと願っておるのですが、その点も踏まえて、まだまだ市民の方々がどうして急遽そこら辺が変わったのかなという心配している方が大勢おられますので、その辺りもお話の中で皆さんがそういうことであればという大体納得できるような格好の中で進めさせていただければと思っておりますので、その点を踏まえて、今後の保育園の在り方ということで、これから必要なことであると思えますのですが、副市長、その辺りも含めまして、どのようなお考えであるのかちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

副市長

当然今後、市民向け、地元の区長さん、住民、田端町区、様々保育園に今後上がられる保護者の皆様方に説明会を開催するわけでございます。当然説明するには納得していただくような説明に心がけるべきだと思っておりますので、そのように努めさせていただきたいというふうに思っております。

鈴木委員長

その中で軌道修正というような話はならないかと思えますのですが、そこら辺りも踏まえて、やっぱりこれからのことも考えていただきながら進めさせていただきたいと思えますので、ぜひともその辺り含めて、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第145号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 日程第3

議第146号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、政策監（須賀光利君）、担当課長（市民課長 小川一幸君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

政策監

それでは、議第146号から議第150号までの5議案に共通しております提案理由について、一括して冒頭御説明申し上げます。本市では、令和6年度から令和8年度までの3年間を財政健全化集中取組期間として位置づけ、徹底的な歳入歳出の見直し

に取り組んでいるところです。今回御提案しております議案につきましては、財政健全化集中取組期間において進めている取組のうちの2項目、施設の開館日及び開館時間の見直し並びに公共施設の使用料減免基準の見直しに関連して、本年6月に策定しました基本方針に基づき、施設の利用時間、使用料などについて見直しを行うものであります。まず、1点目、施設の開館日及び開館時間の見直しにつきましては、利用実態が少ない曜日、時間帯においても必要となる施設運営経費を削減するため、利用者への影響を極力抑えられるよう配慮しながら、開館日及び開館時間を見直し、維持管理費用の適正化を図るものです。次に、2点目、使用料及び減免基準の見直しにつきましては、平成20年に市町村合併し、新村上市が発足して以降、平成26年、令和元年の消費税増税や近年の物価高騰などもある中、市全体として使用料及び減免基準の見直しを行ってこなかったことから、各施設の維持管理に係る原価計算などを行った上で、受益者負担の適正化を図るものであります。なお、見直し後の減免基準につきましては、各施設設置条例に基づいて定める規則などを改正し、規定する予定です。各議案に共通しております提案理由につきましては以上でございます。

市民 課長 それでは、議第146号について説明させていただきます。議第146号は、村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正の内容は、これまでの時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料に改め、冷暖房使用料を施設使用料に含めた料金の見直しを行うものであります。以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第146号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第147号 福祉センターゆり花会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 土田 孝君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第147号は、福祉センターゆり花会館条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容といたしましては、施設の管理及び利用状況に合わせて利用時間及び休館日の見直しを行うほか、施設各室の使用料について、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料として料金の見直しを行うものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第147号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第148号 瀬波児童館開放条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 高橋 朗君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 議第148号は、瀬波児童館開放条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまで施設使用料とは別に定めてきた冷暖房使用料について、施設使用料に含めて料金の見直しを行うものでございます。説明は以上になります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第148号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第149号 村上市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 土田 孝君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第149号は、村上市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容といたしましては、施設の利用時間を変更したほか、冷暖房使用料を施設使用料に含めることとして料金の見直しを行うものであります。説明は以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第149号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第7** 議第150号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第150号は、村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容といたしましては、朝日保健センターの利用に際し、これまで無料としてきたところではありますが、新たに使用料をいただくこととして見直しを行うものであります。説明は以上です。

(質 疑)

渡辺 昌 この条例のものだけでなく、今まであった料金改正に関する全体なのですけれども、昨日の総文の委員会で請願もありましたし、料金改定が面積を単位にして出すということで、広い面積のところは物すごく、数万円、減免でただだったのが減免されても1万、2万かかるようなところの議論がありました。結局それもほとんど長らく10年以上料金改定、料金の見直しがなかったので、ここに来てどんと上がるようなことになってしまっているの、今回の料金改定に当たっては、例えば5年ごとに見直すとか、そういう方針というのはあるのかどうか教えてください。

政 策 監 5年ごとに見直すかどうかというところですが、基本方針をこの6月に定めたところですが、その中に5年ごとに見直すという旨記載をさせていただいておりますので今回の見直しで終わりというわけではなく、継続して見直しをさせていただく予定にしております。

渡辺 昌 あと、もう一点。昨日の総文のやり取りでもあったのですけれども、結局1時間単位にしたことによって、例えば1時間を僅か数分超えた場合、10分超えた場合、そういう場合には1時間と見るような仕組みというのか、なっているのですけれども、ただ厳密にそれやったら、様々なクレーム来ると思うので、多少その辺、施設によって直営のやつもあれば指定管理委託とかもありますので、その辺もうちょっと詰めておかないと、いろいろ問題になると思うので、その辺の時間超過した分の対応というのをもうちょっと詰めておいたほうがいいと思うのですけれども、現状どんな。今後どうなるのでしょうか。

政 策 監 昨日の議論でもございましたけれども、今回時間単位にしたという趣旨としましては、この各時間が終わった際に次の予約も入れられるようにという趣旨もありまして、そういった観点から申しますと、やはり次の方がいらっしゃるので、その予約した時間までに片づけまで終わらせていただくというのが原則なのかなというふうに思っておりますけれども、委員おっしゃるように、例えば1分超過した、2分超過して1時間取るのかという議論、当然あると思いますので、その点は運用でしっかりと配慮必要なのではないかと考えておりますので、その点、検討させていただ

きたいと思います。

上村 正朗

では、1点お聞かせください。保健センター条例の有料化については全くと申しますか、特に問題はないのですけれども、これ、今まで無料だったのが政策的判断というか、今回の見直しに対応して有料化するというような政策的判断があったのだと思いますけれども、政策監に個別にはちょっと聞いたのですけれども、今回その政策的判断で使用料の見直しをしなかったところが旧神納東小学校の屋内遊び場ですか、それは聞いたのですけれども、それ以外にも何か今回見直ししないで従来のままというのはございますか。

政 策 監

政策的判断が必要で個別に検討を要する施設でございますけれども、使用料などに関しましては、まず先ほど議員から御紹介ありました屋内遊び場、あと幼児保育センター荒川と村上でございますが、こちら、日額1人1,000円ということで、この点については見直しを行わなかったということで、こちらが政策的判断に基づいて見直さなかったものでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第150号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 日程第8

議第151号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第152号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議第153号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての3議案を一括議題とし、担当課長（こども課長 高橋 朗君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長

議第151号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議第152号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について並びに議第153号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての3議案につきましては、いずれも児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の設備等に関する内閣府令が本年、令和7年9月10日に公布されたこと、また児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が9月16日に公布されたことに伴い、それぞれ引用する条項にずれや内容の改正が生じたことから、条例に所要の改正を行うものであります。説明は以上でございます。

(議第151号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第151号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第151号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおおりに質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第151号は、起立全員にて原案のおおりに可決すべきものと決定した。

(議第152号質疑)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第152号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第152号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおおりに質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第152号は、起立全員にて原案のおおりに可決すべきものと決定した。

(議第153号質疑)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第153号自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第153号討論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおおりに質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第153号は、起立全員にて原案のおおりに可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。  
(午前 11時52分)

---

委員長（鈴木一之君）再開を宣する。  
(午後 1時00分)

---

**日程第9** 議第154号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 小川一幸君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

市民 課長 それでは、議第154号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。現在、印鑑登録証明書の交付を受ける場合、印鑑登録証明書の持参が必須ではありませんが、本市では印鑑登録を受けている本人が申請する場合、印鑑登録証明書に代えて、顔写真付住民基本台帳カード、または個人番号カードを添えることにより、証明の交付を受けられるようになっております。ただし、住民基本台帳カードの有効期限が本年、令和7年12月28日に満了を迎えることから、条例中の顔写真付住民基本カードの字句を削除するものであります。また、電気通信事業法の改正に伴い、引用条項の改正があったため、村上市印鑑条例中の引用条項を修正するものであります。なお、新旧対照表については、123ページ、124ページを御覧ください。説明は以上となります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第154号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第155号 村上市急患診療所条例の一部を改正する条例制定について、議第156号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定について及び議第157号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更についての3議案を一括議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 次に、議第155号 村上市急患診療所条例の一部を改正する条例制定について及び議第156号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。いずれも村上市急患診療所について、令和8年4月1日から平日夜間診療を村上総合病院に移転・集約することに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。最後に、議第157号は村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更についてであります。村上市急患診療所条例の改正に伴い、村上市と関川村の間の急患診療所事務の委託に関する規約を変更することが生じたので、議会の御議決をお願いするものであります。以上となります。

(議第155号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第155号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第155号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第155号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第156号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第156号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第156号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第156号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第157号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第157号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第157号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第157号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第11** 議第182号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第182号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9,770万円とするものです。歳入につきましては、7ページ、8ページを御覧ください。5款1項1目、説明欄1ですけれども、給付費の増による追加交付分となります。7款1項1目、説明欄1から7につきましては、額の確定や人件費の調整によるものとなります。2項1目、説明欄1につきましては、当初予算において補填財源として見込んでおりましたが、不用の見込みのため減額いたします。8款1項2目につきましては、前年度繰越分を充当しております。次のページ、歳出についてになります。1款1項・2項につきましては、そ

れぞれ報酬単価の改正や人事異動に伴う調整によるものとなります。2款の1項・2項につきましても不足見込額の増額となります。続きまして、7款1項3・4・5目につきましても、額の確定による返還金となっております。説明は以上となります。

(質 疑)

上村 正朗 1つだけお聞かせください。県の負担金、補助金で保険給付費等交付金6,280万、県から交付されたわけですが、このタイミングというのは年に何回とか、そういうことが決まったのか、それとも必要な都度みたいな感じなのか、ちょっと教えてください。

国保 室長 その都度、必要になったときに補正するものでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第182号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第12** 議第183号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第183号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。歳入歳出それぞれ1,610万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,090万円とするものとなります。歳入につきましては、7ページ、8ページを御覧ください。3款1項1目、説明欄1につきましても、負担金の額の確定によるものです。説明欄2につきましても、人件費の確定による減額となります。4款1項1目、説明欄1につきましても繰越金となります。続きまして、歳出についてです。次ページとなります。1款1項1目、説明欄1につきましても、人事異動に伴うものとなります。2款1項1目につきましても、額の確定による減額となります。説明は以上となります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第183号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第13** 議第184号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 土田 孝君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第184号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。歳入歳出にそれぞれ350万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,550万円にしようとするものであります。今回の補正の内容につきましては、主に過年度事業費の精算と人件費の調整に係るものとなります。それでは、歳入の部に入らせていただきます。資料の7ページ、8ページを御覧いただきたいと思っております。主なものについて説明をさせていただきます。8款1項4目事務費等繰入金365万1,000円につきましては、人件費の調整で276万円、そのほか認定調査委託料等事務に係る費用を繰り入れるものであります。続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。9ページ、10ページを御覧いただきたいと思っております。1款総務費につきましては、給与改定に伴う人件費の調整によるものです。2款保険給付費につきましては、人件費の調整に伴って財源の更正を行うものであります。3款地域支援事業費につきましては、人件費の調整によるものです。続きまして、11ページ、12ページを御覧いただきたいと思っております。7款1項3目22節償還金利子及び割引料、説明欄1、国庫支出金等返還金28万1,000円でございますが、こちらにつきましては、過年度事業費の確定に伴う返還金となります。続きまして、2項1目他会計繰出金の27節繰出金でございますが、こちらにつきましては、一般会計繰出金26万6,000円の減につきましては、人件費の調整によるものでございます。説明は以上でございます。

(質疑)

鈴木委員長 10ページであります。1款総務費の中で3項2目認定調査経費というのが上がっているのですが、今の介護認定の状況と要支援1、2、また要介護の1から5の状況であります。そんなところで数値が現在ありましたらお願いしたいと思いますし、もう一点、あと区分変更等々もあれば、併せてそのあたりを教えてくださいなればと思います。

介護高齢課長 認定者数でございますけれども、本年度、令和7年の10月末の認定者数が4,226人となっております。区分別ということでの御質問だっと思っておりますけれども、要支援1の方が465名、要支援2の方が456名、要介護1の方が1,041名、要介護2の方が595名、要介護3の方が536名、要介護4の方が640名、要介護5の方が493名となっております。また、介護認定申請数についてでございますけれども、一応期間といたしまして、今年度の4月1日から直近で11月30日までの8か月の間の手続数ということで御報告させていただきたいと思っておりますが、8か月で新規の申請の方が645件、あとは区分変更の方が385件、あと更新、その方によって更新の期間は変わるのでございますけれども、更新の手続件数が1,508件となっております。

鈴木委員長 全体的に見まして、進んでいくというか、この区分変更等もありまして、全体の状況とすれば、やっぱり要支援から要介護までいくのか、特に要介護からある程度若干なりともよくなってくるとかという、理想とすれば在宅云々というところまで来

介護高齢課長 れば一番のことなのですが、その傾向みたいなのはちょっと伺えますでしょうか。傾向といたしましては、加齢に伴いまして、やはり重くなるというか、そういう表現悪いのかもしれませんが、例えば要支援だった人が要介護のほうに移られるとか、1だった方が2になると、3になるというような方のほうが多い傾向でございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第184号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

○以上のおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木一之君）閉会を宣する。

(午後 1時18分)